

一般事業主行動計画

社員が仕事と子育てを両立させることができ、社員全員が働きやすい環境を作ることによって、すべての社員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和3年10月1日～令和6年9月30日までの 3年間
2. 内容

目標1：男性社員の育児参加を奨励するために、育児休業制度の取得を支援する。

<対策>

- 特に既婚者の男性社員に対し配布し、育児休業等の規程があり、取得をすすめ、会社としても体制を支援する旨を伝える。
- 各事業所の業務会議等で一般行動計画の内容を説明し、情報を提供をする。
- 令和3年10月1日より実施する。

目標2：妊娠中や出産後の女性労働者の健康の確保について、労働者に対して制度の周知、情報提供及び相談体制の整備をする。

<対策>

- 育児休業給付、育休中の社会保険料免除など情報提供。
- 短時間勤務制度、子の看護休暇制度の周知。
- 令和3年10月1日より実施する。

目標3：年次有給休暇の取得を促進するため、協力しあって取得できるような社内環境を構築する。

<対策>

- 全事業所毎に現状を把握し、取得促進について周知・実施する。
- 令和3年10月1日より実施する。